

仕 様 書

1 件名

令和8年度京都市公用自転車損害賠償責任保険

2 賠償責任保険加入対象車両

京都市が管理・使用する普通自転車

ただし、団体等に貸与又は運転管理を委託するなど市長が加入の必要がないと認めた自転車は除く。

※ 職務命令によって公務に使用する個人所有（持込）の自転車、及び公務執行上の理由で一定期間借り上げる自転車（レンタサイクル等）は補償対象に含む。

3 台数

1, 825台（内訳は別表のとおり）

4 保険（契約）期間

令和8年9月1日午後4時から令和9年9月1日午後4時まで

5 保険種類及び補償内容

(1) 保険の種類

損害賠償責任保険

(2) 補償内容

京都市が管理・使用する普通自転車で、第三者に対して法律上の損害賠償責任（対人・対物賠償責任）を負った場合に、その賠償金を補償するものとする。

(3) 対人・対物共通填補限度額

1事故あたりの補償限度額 1億円（免責なし）

(4) 保険金の種類

ア 法律上の損害賠償金

イ 争訟費用

ウ 損害防止軽減費用

エ 緊急措置費用

オ 協力費用

(5) 付帯する特約等

ア 対人事故が発生した場合に、治療費用や慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用等を補償する特約（被害者対応費用・被害者治療等費用等の名称が使用されている特約）

イ 基本補償の対象となる損害賠償請求が発生した場合等に、被保険者が事故対応のために支出した費用を補償する特約（事故対応特別費用・初期対応費用・訴訟対応費用等の名称が使用されている特約）

6 保険料の支払

(1) 見積合わせで提出した見積価格をもって契約金額とする。

(2) 保険料は、本市ホームページ（京都市情報館）の組織一覧ページ

（https://www.city.kyoto.lg.jp/main/soshiki_list.html）の「組織の名称」欄に掲げる局等のうち、京都市が管理・使用する普通自転車等を保有する局等を、別表（3ページ目）のとおり3つに分類し、保険会社発行の3枚の請求書に基づき、それぞれ保険期間開始の前日までに支払うものとする。※契約は1契約、保険会社への支払のみ3つに分ける

(3) 確定契約方式とし、保険期間中における自転車車両の増加及び減少にかかる保険料は精算不要とする。

7 加入手続及び保険証書の管理

契約（加入手続き）及び保険証書の管理は建設局自転車政策推進室（以下「自転車政策推進室」という。）が行う。

8 事故処理対応等の条件

(1) 事故受付及び対応

保険加入車両の事故について、祝日及び休日を問わず1日24時間体制で受付体制を確立し、速やかに初期対応を行うとともに、担当者名、連絡先、初期対応状況等の報告書を事故発生所属（以下「発生所属」という。）に提出すること。

(2) 事故処理状況の報告等

事故の内容や処理進捗状況などは、いつでも迅速に回答できるよう情報管理をすること。

また未解決案件の処理状況については、発生所属へ定期的に（保険（契約）期間終了後は、年2回以上）報告すること。当該保険（契約）期間に発生し受付けた事故については、契約期間終了後も示談が終結するまで責任をもって対応し、全ての処理が完了した時は、ただちに、自転車政策推進室に完了報告書を提出すること。

(3) 相手方損害資料等の提出

本市が求めるときは、交通事故証明書、相手方の損害の明細、損傷箇所を明示した相手方車両の写真等の書類を提出すること。

(4) 示談案の提出

相手方と示談内容の合意があった場合には、示談書案及び過失割合の根拠となる資料を発生所属に提出し、その指示を受けること。示談書案には本市側の過失割合にかかわらず事故当事者双方の損害額、過失割合、賠償責任額を明示すること。

(5) 事故処理手順書案等の提出

事故発生時における迅速な対応及び事務の円滑化を図るため、契約する保険の概要がわかる書類や発生所属向けの事故処理手順書案を自転車政策推進室に提出すること。

9 その他の事項

(1) 本仕様に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、自転車政策推進室と協議して決定するものとする。

(2) 契約書による契約締結後、局等の担当窓口と保険料の支払手続について調整することとする。

(3) 原則として自らが直接本契約に係る義務を履行するものとする。ただし、自己の責任において事務手続きを履行する指定代理店を置くことができるものとする。

(4) 当契約により知り得た本市の業務上の秘密を他人に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この規定は本契約終了(解除)後も適用する。

(別表)

局等名	台数 (台)
行財政局	59
文化市民局	81
産業観光局	15
環境政策局	37
保健福祉局	425
子ども若者はぐくみ局	152
建設局	54
人事委員会事務局	2
監査事務局	1
交通局	19
上下水道局	113
教育委員会事務局	867
合計	1,825

- ※ 保険会社は、6(2)の保険料の支払いについて、上記「別表」の色別に分けて3枚の請求書を発行することとする。
- ※ 区役所分は、各業務の本庁所管課が属する局等の台数を含む。
- ※ 消防局においては、別途、管理・使用する普通自転車等の損害賠償責任保険に相当する保険に加入しているため、別表には含まない。
- ※ 区役所及び消防局以外で、別表に記載のない局等は、管理・使用する普通自転車等を保有していない。